平成２７年（フ）第４５号
埼玉県ふじみ野市上福岡３丁目16番10号　朝日パリオ上福岡111号、破産手続開始決定時の住所埼玉県ふじみ野市ふじみ野３丁目４番43号　シティハイムコンフォール201
破産者　畠山　　敬
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1139番地の２、前住所神奈川県厚木市関口959番地28
破産者　宮武　博文
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３８３号
金沢市三池町173番地３
破産者　福田　邦夫
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７３０号
名古屋市南区豊１丁目34番４号　中源ビル５階Ａ号室、住民票上の住所名古屋市南区明治２丁目４番10号
破産者　石橋　義人
1　決定年月日　平成27年11月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７０号
北海道河東郡上士幌町字上士幌東２線242番地
破産者　中出　耕司
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
秋田市保戸野原の町２番43号
破産者　天野　ミキ
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
福島県いわき市平谷川瀬字吉野作５番地の１
破産者　渡邊　豊成
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第９号
福島県いわき市平谷川瀬字吉野作５番地の１
破産者　渡邊　光子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第４８８号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎５丁目13番20号
破産者　久一　哲弘
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６７７号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地１－２－306
破産者　大八木　薫（旧姓大久保）
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７７６号
神奈川県綾瀬市寺尾台１丁目８番14号　メゾネット藤10、開始決定時の住所神奈川県綾瀬市上土棚南１丁目９番14―402号
破産者　菊池　淳一
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５６号
新潟県三条市大谷地979番地
破産者　富澤　基次
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２８７号
静岡県浜松市浜北区横須賀192番地の３
破産者　入手美佐子
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４１１号
静岡県磐田市東新町１丁目４番４―202号、開始決定時の住所静岡県磐田市大久保734番地177
破産者　青島　經二
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
愛媛県松山市内宮町510番地１　ヴァルム内宮201号、開始決定時の住所愛媛県松山市福角町甲1584番地の14
破産者　山口　清馬
1　決定年月日　平成27年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１６７号
鹿児島県鹿児島市慈眼寺町14番３号
破産者　山下　佳伸
1　破産債権の届出期間　平成27年12月２日まで
2　一般調査期日　平成28年１月27日午前10時30分
平成27年11月４日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３１６号
大阪府茨木市橋の内２丁目４番20号　シェモア茨木202号、事業所所在地大阪府茨木市三島丘１丁目３－５
破産者　中村技工所こと　中村　憲史
1　破産債権の届出期間　平成27年12月７日まで
2　一般調査期日　平成28年１月25日午後２時
平成27年11月５日
大阪地方裁判所第６民事部